

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
いしもち、すずき一枚網漁業	1	定めなし	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで ただし、いしもちを目的とする場合は 1 月 1 日から 4 月 30 日まで。 すずきを目的とする場合は 5 月 1 日から 12 月 31 日まで。	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地を有している者	1 網の目合は次のとおりとする。 (1)いしもちを目的とするもの 5.3 cm 以上 (2)すずきを目的とするもの 9 cm 以上 2 網の張立時間は 15 時から翌日 10 時までとする。	令和 4 年 9 月 5 日から令和 4 年 10 月 4 日まで	令和 4 年 11 月 11 日から令和 8 年 6 月 13 日まで
かれい及びたいを目的とする	1	定めなし	次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から真方位 76 度 14.8 分の線	5 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地	1 網の張立時間は 15 時から翌日 10 時までとする。 2 漁具の規模の限度	令和 4 年 9 月 5 日から令和	同上

る三枚網漁業			イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から3kmの点を結ぶ線 エ 共第1号共同漁業権の沖合線		を有している者	は次のとおりとする。 (1)目合9cm以上 (2)網の高さ3m以下 (3)網1反の長さ70m以下 (4)1隻の網の使用反数15反以下	4年10月4日まで	
同上	1	定めなし	次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線 イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から3kmの点を結ぶ線 エ 共第1号共同漁業権の沖合線	5月1日から12月31日まで	横須賀市走水に漁業根拠地を有している者	同上	同上	令和4年11月12日から令和8年6月13日まで
			次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域 イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端 ロ イと千葉県富津市富津崎突	8月1日から翌年3月31日まで				

			<p>端を結んだ直線上イから 3000 ㍎の所</p> <p>ハ 横須賀市観音埼灯台と富津市磯根埼突端を結んだ直線上観音埼灯台から 3300 ㍎の所</p> <p>ニ 横須賀市明神埼突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神埼突端から 4000 ㍎のところ</p> <p>ホ 明神埼突端とニを結んだ直線と三浦市剣埼灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点</p> <p>ヘ 横須賀市千代ヶ埼突端から真方位 139 度 18.2 分の直線と、海獺島灯標とホを結んだ直線との交点</p> <p>ト 千代ヶ埼突端</p>					
同上	4	定めなし	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第 1 号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域</p> <p>イ 横須賀市伊勢山埼にある防波堤突端</p> <p>ロ イと千葉県富津市富津埼突端を結んだ直線上イから 3000 メートルのところ</p> <p>ハ 横須賀市観音埼灯台と富津</p>	8 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有している者	同上	同上	令和 4 年 10 月 12 日から令和 8 年 6 月 13 日まで

			<p>市磯根埼突端を結んだ直線上          観音埼灯台から 3300 メートルのところ</p> <p>ニ 横須賀市明神埼突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神埼突端から 4000 メートルのところ</p> <p>ホ 明神埼突端とニを結んだ直線と三浦市剣埼灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点</p> <p>へ 横須賀市千代ヶ埼突端から真方位 139 度 18.2 分の直線と、海獺島灯標とホを結んだ直線との交点</p> <p>ト 千代ヶ埼突端</p>					
同上	4	同上	同上	同上	横須賀市久比里、浦賀に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

同上	1	同上	同上	同上	横須賀市久里浜に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
めばる一枚網漁業	1	定めなし	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位130度58.2分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	横須賀市走水に漁業根拠地を有している者	1 網の目合6cm以上 2 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	同上	令和4年11月12日から令和8年7月31日まで
同上	1	定めなし	同上	同上	横須賀市長沢に漁業根拠地を有している者	同上	同上	令和4年10月15日から令和8年7月31日まで
かます一枚網漁業	3	定めなし	三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地を有している者	1 漁具の規模は次のとおりとする。 (1)目合 3cm以上 (2)網丈 6m以下 (3)網 1反の長さ120m以下 (4)1統の網の使用反数 15反以下	同上	令和4年10月28日から令和8年5月21日まで

						2 網の張立時間は、午前 3 時から午前 10 時までとする。		
ひらめ 一枚網 漁業	1	定め なし	三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の 3 点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日から 翌年 4 月 30 日 まで	横須賀市 佐島に漁 業根拠地 を有して いる者	漁具の規模は次のとおりとする。 1 目合 15 cm 以上 2 網丈 4.5m 以下	同上	令和 4 年 10 月 28 日か ら令和 8 年 10 月 31 日 まで
同上	1	定め なし	横須賀市秋谷長者ヶ埼突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の 3 点を順次結んだ線以北の区域並び	同上	藤沢市江 の島、片瀬 海岸に漁 業根拠地 を有して いる者	同上	同上	令和 4 年 11 月 30 日か ら令和 8 年 10 月 31 日 まで

			に共同漁業権の漁場の区域を除く。					
同上	1	定めなし	平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで ただし、平塚市地先にあつては12月1日から翌年3月31日までとする	大磯町に漁業根拠地を有している者	同上	同上	令和4年10月15日から令和8年10月31日まで
	1							令和4年10月22日から令和8年10月31日まで
ひらめ、たい、すずき一枚網漁業	1	定めなし	中の瀬航路3号ブイと同4号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬Bブイと同Cブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、たい、すずき目的は5月1日から12月31日まで	横須賀市走水に漁業根拠地を有している者	1網の目合は次のとおりとする。 (1)ひらめを目的とするもの15cm以上 (2)たい、すずきを目的とするもの9cm以上 2網の張立時間は15時から翌日の10時までとする。	同上	令和4年11月12日から令和8年7月31日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。